

発議第1号

平成24年6月22日

愛西市議会議長 加賀 博 殿

議会運営委員会
委員長 大宮 吉 満

愛西市議会議員政治倫理条例の制定について

愛西市議会議員政治倫理条例の制定を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由

この案を提出するのは、愛西市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めるため、条例の制定の必要があるからである。

愛西市条例第21号

愛西市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、愛西市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の代表者として、市政に対する市民の負託に応えるため、政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で開かれた議会として、市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、常に法令を遵守し、市民の代表者としてふさわしい人格と倫理の保持に努め、自己や一部の利益ではなく全体の利益を優先して行動しなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を有することを自覚するとともに、議員の政治活動に関心を持つように努め、議員が一部の市民でなく全体の奉仕者として市政に携わることを理解し、第4条で定める政治倫理基準に反する働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正等の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している法人等を含む。以下同じ。）が行う許可、認可又は工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約、一般物品納入契約及び指定管理の指定に関して特定業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らい

をしないこと。

(4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(5) 市職員の採用、昇格、異動等の人事に関し、議員の地位による影響力を行使しないこと。

(6) 市から活動、運営に対する補助金、助成金、交付金を受けている団体・法人等の長に就任しないこと。

(7) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこととし、その後援団体についても同様とすること。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(請負等に関する制限)

第5条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、かつ、市民に疑惑の念を生じさせないようにしなければならない。

(指定管理者の指定の制限)

第6条 議員が役員をし、又は実質的に経営に携わる法人その他の団体は、指定管理者となることができない。

(審査の請求)

第7条 市民は、議員が第4条第1項、第5条又は前条の規定（以下「政治倫理基準等に関する規定」という。）に違反する行為をした疑いのあるときは、有権者の100分の1以上の者の連署をもって、その代表者がこれを証する資料を添付して、議長に対して審査の請求をすることができる。

2 議員は、議員が政治倫理基準等に関する規定に違反する行為をした疑いのあるときは、これを証する資料を添付して、議員6人以上の連署をもって、議長に対して審査の請求をすることができる。

(審査会の設置等)

第8条 議長は、前条の規定による請求があったときは、愛西市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を付託するものとする。

- 2 審査会の委員は8人とし、議員のうちから議長が任命する。
- 3 審査の対象となった議員（以下「当該議員」という。）は、委員となることできない。
- 4 委員の任期は、審査会が設置された日から審査報告書を議長に提出した日までとする。ただし、委員の任期中に議員の職を離れたときは、その日までとする。
- 5 審査会に会長1人、副会長1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。
- 6 会長は、審査会を代表して会務を総括し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 7 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 審査会の会議は公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。
- 9 審査会は、市民や学識経験者の意見を聞くことができる。
- 10 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員退任後も同様とする。

（当該議員の義務と権利）

第9条 当該議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して説明をしなければならない。

- 2 当該議員には陳述等の権利及び弁明の機会を付与しなければならない。

（審査結果の報告及び通知）

第10条 審査会は、審査の付託を受けた日から60日以内に審査を終え、議長に対してその結果を文書で報告しなければならない。

- 2 議長は、審査会の会長から審査結果報告書が提出されたときは、当該報告に係る文書の写しを第7条の規定による審査請求代表者及び当該議員に通知しなければならない。

（審査結果の措置）

第11条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる当該議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 条例の規定を遵守させるため警告を発すること。
- (2) 議員の辞職勧告を行うこと。
- (3) その他議長が必要と認めること。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。